

富士見市歯科口腔保健推進委員会委員委嘱状交付式

及び第1回富士見市歯科口腔保健推進委員会会議録

日 時	平成25年8月28日(水) 午後1時30分～3時15分
場 所	市役所1階 全員協議会室
出席者	○ 委員 原田 直明 三木 とみ子 荒木 悦二 大渡 廣信 是永 國彦 富岡 明子 長堀 厚子 二川 明子 西 和江 広瀬 幸樹 宮 陽一 ○事務局 岩田健康福祉部長 久米原健康増進センター所長 銘苺副所長 相原健康づくり支援係主査 樋口主任
欠席者	加治 茂幸委員
傍聴者	なし

内 容
<p>1. 開 会</p> <p>2. 委嘱状交付 (市長より、各委員に委嘱状が交付された)</p> <p>3. 市長あいさつ</p> <p>4. 委員紹介 (各委員より自己紹介があり、続いて事務局紹介が行われた)</p> <p>5. 委員長および副委員長の選出 事務局から富士見市歯科口腔保健推進委員会条例第5条について説明あり。 互選により委員長に原田委員、副委員長に三木委員に決定。</p> <p>6. 委員長あいさつ (原田委員長より、あいさつが行われた)</p>

7. 諮 問 (市長より、下記内容について諮問がなされ、委員長が委員を代表して諮問書を受与した)

【諮問内容】

- (1) (仮称) 富士見市歯科口腔保健推進条例について
- (2) (仮称) 富士見市歯科口腔保健推進条例に基づく行動計画の策定について

8. 議 題 (歯科口腔保健推進委員会条例第6条により委員長が議長となり、富士見市歯科口腔保健推進委員会条例第6条第2項、委員の過半数出席により委員会が成立することが報告された)

(1) 主旨説明 (事務局から①～③について説明あり)

- ① 歯科口腔保健の社会的背景
- ② 富士見市歯科口腔保健推進委員会について
- ③ 条例制定等について

<①～③についての質疑>

なし

(2) 富士見市歯科口腔保健推進条例(素案)について

(事務局から①②について説明あり)

- ① 市の他施策との関連について
- ② 富士見市歯科口腔保健推進条例(素案)について

<①②についての質疑>

なし

<意見交換>

議 長：質疑が無いようでしたら、富士見市歯科口腔保健推進条例素案について議論をお願いします。

委 員：非常にきちんとしている素案だと思う。市民も行政も歯科医療業務従事者も歯科口腔保健についてもう少し大切にして、健康な生活にしていかないと、埼玉県は高齢化率の伸びは全国一番で、認知症をはじめそういう病気を持っている方が非常に増えているという。また、自分の健康は自分で守らなくてはいけない時代。市民(一人ひとり)がこの考えを持って欲しいが、皆大切なこととわかってはいるが実際はうまくいかないのが現実である。

委 員：個人的には、年2回、歯石を取ったり、歯の検査を受けているが、友達に聞くと虫歯以外は検診している人はいない。具体的に市民に(歯科検診を)やらせる方向にもっていったほうがいい。

委 員：健康増進計画とリンクして、歯科保健計画を位置づけるということで良い

のか？

事務局：現在、富士見市は健康増進計画そのものが策定されていないため、先に、歯科口腔保健の推進計画に取り組みさせていただき、各分野の整理が終わったあとで総合的な健康増進計画策定に取り組みたいと考えている。

委員：吉川市でフッ化物を水道に入れるという報道があったが、その是非についての正しい情報提供が必要。

議長：7月31日の新聞に（記事が）出ていた。

委員：世界では23ヶ国でフッ素を水道水に入れている。地域によっては元からフッ素が含まれている地域もある。水道水にフッ素を入れることは虫歯予防の効果はあるが、市民の理解も必要なので、そこまでは必要ないのではないかと。

議長：フッ素については、（計画に）入れていくか検討課題ということでもいいか？

委員：フッ素洗口とは？

議長：これについては、後で説明する。

委員：基本理念については、それぞれのライフステージに分かれていること、保健、医療、社会福祉、教育とあることなど、わかりやすく良いと思う。この理念に基づいて、条例案を見ると、歯科医療従事者等の責務については書いてあるが、その他の関係者の責務について入っているのか？また、目的に、「予防等による口腔の健康の保持」とあるが、予防が重要だというならば「口腔の健康の保持増進」とすべきではないか？

議長：表現（の仕方）か。

委員：それから、フッ化物の件だが、自己管理を育てるべきであり、フッ化物を水道水に入れて一斉に（虫歯予防を）やることは、色々な議論があるのではないかと。

委員：市民が常に歯に関心を持つための啓蒙活動をどうすればよいのか難しい。副委員長から、世代で区切られていることがとても具体的でいいとあったが、一番効果があるのが幼少期、学齢期の教育の場で、ほとんど一生（の健康づくり）に繋がっていくのだろう。重点的にはそのあたりが大事。その後は（歯科）検診をきちんと受ける、そう思う市民を作れるよう考えていくことが大切。

委員：条例を作った後に、どう周知させていくのかが難しい。個人の力、各委員の力だけでは難しいので、行政が一番かと思う。この条例が作られて、その後の計画の実施どうなるか考えてしまう。

議長：今回、条例素案を作ることが第1であって、それを3月議会に出す、その後行動計画を策定する、ということで議論をしてもらいたい。

委員：具体的に障がい者支援についての計画をどれだけ載せられるかが大事になってくる。

委員：条例に関しては細かいことが入ってくるわけではないので、この後の推進計画を実際にどうやって立てていくかが大切になってくる。第4条の『市民の責務』に、「歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち」とあるが、市民の中で、歯科という言葉に理解があっても、歯科口腔と言われたときに思い当たらない市民がいることや、正しい知識を得るための方法がわからないこともあるため、啓発をしていく必要がある。小学校でも歯磨き指導をしているが、保護者の方が（磨き方や歯磨きの重要性などに）驚いていることもあり正しい知識の啓発が非常に大事。ただ、条例は、そんな細かいところは、いらないのでは？

委員：市の責務、歯科医療従事者の責務、市民の責務とあるが、社会や環境の責務は入れなくて良いのか。例えば、障がい者の施設、高齢者の施設など。具体的には民間企業など社会的資源の責務も必要と感じる。

議長：市の責務の中に色々なところが入ってくると思う。施策は第5条に入ってくる。責務の範囲と条例の構成要素を考えていかないといけない。条例を作っても、責任母体がないとうまく（計画の遂行が）いかない。社会的資源や教育（の責務）も第2条に入るという考え方にすれば、それが施策に生きてくるかと。

委員：第2条のこれらの業務を行う関連機関との連携は？

議長：第2条の第2項に「連携及び協力を努めなければならない」と書かれている。内容は、第5条の基本的施策で、皆さんの意見を聞いてまとめることになるのでは。

委員：妊娠中の女性の歯の健康も大事だと思う。歯科検診が妊娠中の健診の中に含まれていると良い。

委員：（妊婦の歯科検診を）やっているところもある。

委員：市で、国民健康保険の人に健診の中に歯科健診もやるとよい。

委員：富士見市では、成人歯科健診として10数年前から、30歳以上を対象にした制度がある。

委員：補助金とかあるのか？

事務局：ある。30歳以上という条件はあるが、自己負担は500円で歯科健診が受けられるという制度である。

議長：(歯科健診の制度が実施されて)10数年なる。1歳児健診、3歳児健診、就学時健診とあって、中学生(卒業して)から30歳までの途中が(歯科健診)抜ける。

委員：妊娠中の女性がとても大事。ホルモンの影響で歯が悪くなる。

委員：県では県の歯科医師会と提携しながら、産婦人科医と共同して、妊産婦のための歯科検診をしている産婦人科医が数ヶ所ある。この地区ではまだ提携していない。

委員：国では、平成23年に歯科口腔保健法を作ったが、各知事に聞いてみると、入間市では教育長の方から、江東区では区長から、学校の給食後の歯磨きについて指示があったというが、富士見市では食後の歯磨きはどうなのか？

委員：富士見市では、全ての小学校で給食後の歯磨きを実施している。南畑小学校では、歯ブラシ入れの滅菌箱が各教室にあり、衛生的な歯磨きが継続されている。

委員：小学校で歯磨きの習慣を作り、30歳までの基礎を作っておけばいい。

委員：中学校についても、食後の歯磨きの習慣のある児童については、給食後に実施している。

議長：(学校で)一番問題なのは、蛇口(数)の問題だったと思う。

委員：水道の蛇口の手を洗うところだけでなく、家庭科室の蛇口などを使えば列になって並ぶことなく(給食後の歯磨きを)実施できるかもしれない。

委員：教室で磨いて、うがいで蛇口を使えば、(蛇口が少なくても)十分クリアできる。

委員：蛇口が1つあれば、歯磨きはできる。コップに水を汲んで教室に持って行って磨けばよい。そのあとにバケツを1つ置いてそこに捨てれば、蛇口の問題は完全にクリアできる。

フッ素洗口は、十数年前から針ヶ谷小学校でやっている。今は、富士見市支援学校でも洗口とフッ素塗布をやっているし、市内のすべての小学校で昼食後は歯磨きをすることになっている。

委員：そのとおり。(小学校では)必ず歯磨きをやっていて、習慣づいてきている。

委員：30歳から歯科健診が受けられるというが、年齢制限の根拠は？

委員：最初に始めたときは40歳からだったが、(歯科口腔保健の高まりとともに歯科健診対象を)30歳に引き下げた。

委員：実際の検診人数は？

委員：700人位だったが、現在は少なくなってきた。マンネリ化が原因か？この委員の中にもほとんど知られていないというのは寂しいことである。周知が足りない。

委員：資料6の中で、実線で囲まれているところは(施策が)立ち上がっていて、点線で囲まれている歯科口腔保健推進計画は今回立ち上げるところで、その下に(示されている)食育推進計画は(点線になっているから)立ち上がっていないのですか？資料2の目的のところ「国民の健康で質の高い生活…云々」と書かれているが、健康で長生きというと食育の方が先なのかなと、長野県の減塩運動の成功例をみてもそう思う。食育よりも歯の方が優先的に取り組むのか。

議長：今回は、歯科保健法を推進していくということである。

委員：そのために、志木市が(先駆的に条例を)制定しているが、具体的にどんなことを決めているのかがわかれば、イメージしやすい。

委員：最初に条例を作り、それから具体的に(施策を)1年位かけて決めていこうということだ。国、県、市町村でも始まったばかり。

議長：志木市の情報はありますか？

委員：条例を立ち上げた時点でライフステージの中で抜けていた5歳と50歳対象の事業を去年から進めている。5歳については、親子での歯科検診、50歳については、歯科検診の実施を始めた。条例ができて、まだ1年なので、ポス

ターやチラシで周知に努めている状況。

委員：(富士見市でも) PTA 対象に、毎年歯科医師や栄養士などが来てお話しする機会がある。

委員：(小学校では) 子どもの歯磨き教室をやっているの、親も一緒にお話を聞いていただく形でやっていると思う。

議長：ふじみ野小学校でも PTA から依頼があり、歯科の話をしている。

委員：志木市では、教育委員会が虫歯ゼロ作戦の予算をつけて取り組んでいる。就学時健診で全ての保護者全員に歯科口腔の話をする機会を設けている。歯磨きを習慣としていても、磨いていることと磨けていることは全く違う。教育の中で、口の中をきれいにしたという感覚を養うことが大切。

議長：たくさんのご意見をいただいたが、条例の内容については、各自持ち帰っていただき、更なる精査をお願いし、次回の委員会で検討を深めたい。

(3) 今後の予定について (事務局より説明)

今年度中に富士見市歯科口腔保健推進条例を交付し、その後、26年度に推進計画を策定していきたい。市民の意見を広く求めるためのパブリックコメントを12月に予定しているため、今後9月と10月に委員会を持ち、条例の素案を固めて3月議会にかけ、今年度中の公布を目指していきたい。26年度については、行動計画の策定を考えている。これについても(26年の)12月あたりにパブリックコメントになるので、10月位には計画素案を策定したい。

議長：次回日程は、9月18日(水)午後になります。これをもちまして議事終了となりますので、議長を降ろさせていただきます。

9. その他

事務局：次回委員会の会場は中央図書館視聴覚ホールの子供の予定。事前資料も同封する。

委員：10月の委員会はいつになるのか？2ヶ月前には決めてもらいたい。

事務局：10月の日程については、できれば、10月第2週あたりでお願いしたいが、委員長と副委員長と調整して決めさせていただいてよいか？

委員：(了承)

9 閉会 (三木副委員長よりあいさつ)

